

海外旅行保険（オプションプラン） クルーズ旅行取消費用担保特約

クルーズ旅行は、一般的なご旅行に比べて取消料が高くなったり、取消料の発生日が早くなる場合があります。
豪華なご旅行では、取消料も高額になってしまいます。お客様や船舶の同室予約者の方の病気や怪我等急な事情によってクルーズ旅行をキャンセルした場合にかかる費用（取消料・違約料・渡航手続き費）を補償する特約です。

クルーズ旅行取消費用担保特約はオプションプランになります。

基本のセットタイプと併せてお申込みください。

クルーズ旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。

*1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても被保険者が渡航手続き費（旅券印紙代、査証料、予防摂取料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返することはできません。



ご契約金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）と特約保険料 * 一覧

* 保険期間共通

保険金額 （補償額）	保険料	保険金額 （補償額）	保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円
20万円	5,670円	70万円	19,840円
30万円	8,500円	80万円	22,670円
40万円	11,340円	90万円	25,510円
50万円	14,170円	100万円	28,340円

お申し込みの旅行契約において、最も高額となる取消料（通常は旅行代金全額）を目安に設定してください。
100万円を超える保険金額（補償額）を希望される場合はお問い合わせください。（上限200万円）

保険料領収前または契約日以前に、被保険者等（被保険者または同室予約者）またはその配偶者もしくはご親族が入院されていた場合など、保険金支払事由もしくはその原因となったケガ・病気が生じていた場合は保険金はお支払できませんのでご注意ください。

(※1) この特約の責任期間は保険期間（保険のご契約期間）とは関係なく、保険証券記載の契約日の翌日午前0時に開始します。

(※2) 保険期間開始前に解約された場合には、クルーズ旅行取消費用担保特約の保険料を除く保険料をお返しいたします。

ただし、クルーズ旅行が催行中止となった場合等は取消料が可能です。

補償内容の詳細、同室予約者の範囲等は裏面をご確認ください。

本特約の対象となる旅行

クルーズ旅行(船舶を利用する企画旅行)で、船舶内の定員4名以下の客室に宿泊予約をしている海外旅行が対象となります。

保険金をお支払いする場合・対象となる方

下表の○印の「保険金をお支払いする急な事情」により被保険者が出国を中止された場合に保険金をお支払いします(×印はお支払いの対象外となります。)

保険金をお支払いする急な事情	対象となる方			
	a. 被保険者 (ご本人)	b. 同室予約者 *2	aまたはbの配偶者 *2 *3	aまたはbのご親族 *2 *3
①死亡または危篤	○	○	○	○ 3親等以内に限り
②ケガまたは病気を原因とした右記()の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日)	○(7日) 2親等以内に限り
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×

*2「同室予約者」とは、被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限りです。

*3 被保険者または同室予約者との続柄は上表の「保険金をお支払いする急な事情」に該当した時におけるものとします。

ただし、上表の「保険金をお支払いする急な事情」に該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は被保険者の配偶者とみなします。

補償内容のご説明(お支払いするクルーズ旅行取消費用保険金の内容)

お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>出国を中止されたことによって保険契約者、被保険者またはその法定相続人が負担した次の費用*4を保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)を限度にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行者等との契約上払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用 ・渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種等)として払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用 *5 <p>*4既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊等の旅行に関するサービスの対価は含まれません。</p> <p>*5 出国を中止した後でも使用できるものに対する費用を除きます。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする急な事情」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、内乱等 *6 ・ 放射線照射、放射能汚染 等 ● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする急な事情」の②または③に該当したことにより負担した費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、出産、早産および流産 ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ● 次のような事由により、表面の「保険金をお支払いする急な事情」の①から③に該当したことにより負担した費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山岳登山 *7、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気 等 <p>*6 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p> <p>*7 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山道具を使用するものをいいます。</p>

このチラシは海外旅行保険・クルーズ旅行取消費用担保特約の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』や『海外旅行保険パンフレット』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険ハンドブック』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

〈お問い合わせ先・取扱代理店〉


株式会社トラベルハーモニー
 〒160-0004
 東京都新宿区四谷3-1 須賀ビル7階

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社